

フリーネットワーク通信

2025年
4月号

〒761-8031 香川県高松市郷東町796番地85 TEL.(087)813-1910 FAX.(087)-813-1915  0120-117-931



新年度のスタートと共に春の陽気が心地良い季節となりました。組合員の皆様、いかがお過ごしでしょうか。新年度を迎えるにあたり、職員一同気持ちを新たに、皆様のご期待に沿えるよう、精一杯努力して参りますので、引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

Contents

- ゴールデンウィーク休業のご案内
- 2025年度における休日割引適用除外日のお知らせ
- 2025年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について
- 『在留カード』をなくさないよう気を付けましょう
- 「外国人技能実習生支援自動販売機」設置ご協力をお願い
- 研修センター日より

お知らせ

「フリーネットワーク通信」の最新版及びバックナンバーは組合ホームページでもご覧いただけます！！

 協同組合フリーネットワーク

Search 



当組合では「フリーネットワーク通信」をより多くの皆さんに提供するため、組合ホームページでも公開しています。

ゴールデンウィーク休業のご案内

誠に勝手ながら、以下の期間を休業とさせていただきます。

■ ゴールデンウィーク休業期間

2025年4月29日(火)、5月3日(土)～5月6日(火)

※ 5月7日(水)より通常営業いたします。

ETCカードの紛失・盗難等の場合は、お電話(転送電話)にてご用件をお伺い致します。当組合にご連絡をいただくと同時に、必ず警察に遺失届を届出ください。また、車両の追加・入替等のご連絡は5月7日(水)以降にお願い致します。

技能実習生に関する急なご連絡が必要な際にも、お電話(転送電話)にて対応致します。

組合:087-813-1910(代表)

フリーダイヤル:0120-117-931

いいな くみあい

2025年度における休日割引適用除外日のお知らせ

高速道路会社4社(NEXCO3社及び本四高速)及び宮城県道路公社の高速道路では、観光需要平準化や交通分散のため、交通混雑期等において、全国を対象として休日割引を適用しないこととしています。そして2025年度以降は、**新たに3連休についても休日割引除外日となること**が決定されました(2025年3月14日発表)。

請求額をご確認の際は、ご承知おきください。

【2025年度の休日割引適用除外日】

2025	日	月	火	水	木	金	土
4月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			
5月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
6月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					
7月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		
8月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
9月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				
10月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
11月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30						
12月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			
2026	日	月	火	水	木	金	土
1月							
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				
2月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					
3月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

✕ : 適用除外日 ■ : 適用日

※休日割引適用除外日において、深夜割引等、休日割引以外の割引の適用については、これまでのお知らせと変更ありません。

2025年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について

大口・多頻度割引の車両単位割引の10%拡充措置については、2025年3月末までの予定で実施しておりましたが、今般、国土交通省より当該措置を**2026年3月末まで延長**する旨の方針が示されましたので、下記の通り延長になりました。

自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%(20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20%(30%)
3万円を超える部分	30%(40%)

※()内は、ETC2.0を使用する事業用車両に限り適用される割引率です。(2026年3月末まで)

注意

『在留カード』をなくさないよう気を付けましょう！

技能実習生など日本に在留している外国人の皆さんがいつも持ち歩いている在留カードですが、外出先などでなくしてしまう人が増えています。ゴールデンウィークの期間は外出の機会も多く、紛失の恐れが多くなる時期になりますので受入企業の皆様からも注意喚起をお願いします。



知っているようで知らない？ 在留カードについて

在留カードとは？

在留カードは3カ月を超えた一定の期間、日本に在留する外国人の皆さんに公布されます。きちんと許可を受けて日本に在留していることを、出入国在留管理庁長官が証明してくれる大事なカードです。

公的機関での確認作業、銀行口座の開設、健康保険の手続きなど社会生活のあらゆる場面で使われるため、社会的な信用が確保されている必要があります。様々な規則があります。

なぜ持ち歩かなければいけないの？

身分を偽って日本に在留する外国人や、在留期間を過ぎていても在留する外国人は、日本から退去を強制される対象となります。許可を受けて日本に在留していることを証明してくれるカードであるため、在留カードを持ち歩くことで、その資格や身分を素早く確認することができます。常に自分の身につけて持っておく必要があります。

「しなければならぬこと」とは？

- 在留カードはいつも持ち歩き、警察官等から在留カードを見せるように言われた場合、持っていなければ20万円以下の罰金が科せられます。
- 在留カードをなくしたり壊したり汚したりした場合には、その事実を知った日から14日以内に近くの地方出入国在留管理局で再交付の申請が必要です。再交付の申請を申請期間内に行わなければ1年以下の懲役または20万円以下の罰金が科せられます。
- 住まいの場所を変更した時は、市役所や町役場への届出が必要です。14日以内に届出をしなければ1年以下の懲役または20万円以下の罰金が科せられます。
- 「在留期間(満了日)」を超えて日本に在留することはできません。在留カードの有効期間の満了日まで、在留期間更新の申請を行う必要があります。その際、新しい在留カードが交付されます。申請しなければ1年以下の懲役または20万円以下の罰金が科せられます。



「してはいけないこと」とは？

- 在留カードを誰かに貸したり、譲ったりしてはいけません。失効したカードであっても同じです。悪用される恐れがあります。悪用されると分かっている在留カードを誰かに渡すと、1年以下の懲役または20万円以下の罰金、退去強制の対象になります。

出典: 出入国管理庁ホームページ

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/whatzairyu_00001.html

https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/newimmiact_4_point.html

https://www.moj.go.jp/isa/publications/faq/newimmiact_4_port-city.html

https://www.moj.go.jp/isa/publications/faq/newimmiact_4_q-and-a_page2.html

入国管理局

「外国人技能実習生支援自動販売機」 設置ご協力をお願い

お陰様で、すでに複数の組合員様にご賛同いただいております
「支援自販機」の設置にご協力をお願いいたします。

「支援自動販売機」で飲み物を購入すると、1本につき5円の募金
にご協力いただくことになり、**外国人技能実習生等の日本文化交流、
日本語学習支援、その他様々な支援事業に役立てられます。**
ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



支援自販機についてのお問い合わせは
組合までご連絡ください。

協同組合フリーネットワーク

 0120-117-931 いいな くみあい



【日本語の学習支援】



【イベントの開催】

研修センターだより

4月4日(金)、満を持して実習生と栗林公園にお花見に
行ってきました。園内は多くの外国人も来て、賑やかな
雰囲気でした。実習生たちは初めて見る桜に「綺麗です。
綺麗です。」と連発して喜んでいました。

また、南湖に居る鯉の大きさに驚いていました。餌やり
も楽しみました。

園内の手入れが効き届いた松の大きさや形が印象に
残ったと思います。日本の春を十分楽しんでくれました。

【研修センター職員 石井】



To be continued...